

重点取組名	環境と調和した農業の推進	普及センター名	島原農業改良普及センター
活動対象	管内エコファーマー、長崎有機農業研究会	実施期間	平成17年度

【対象の概要】

管内のエコファーマーは、16年度末で1,623名。

【課題設定の背景】

1. 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下持続農業法)が平成11年度に施行された。この中で、農業が将来にわたりその多様な機能を発揮していくためには、環境と調和しつつ持続的な生産を行うことが可能な農業生産方式で農業を営むことが求められている。
2. 環境保全型農業に対する関心が管内生産者間で高まっているものの、環境保全型農業技術、特に新規技術について不安を抱く農業者が多い。
3. エコファーマーの認定に当たって、支援を必要とする農業者が多い。また、環境保全型農業の新規技術について現地実証が必要である。
4. 15組織で有機あるいは特別栽培農産物の生産を行っているが、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正が16年4月から施行された。

【活動目標】

1. エコファーマーの認定推進
2. エコファーマー認定3年目の実施状況の把握
3. 水稻除草剤低減技術の検討

【活動経過】

1. エコファーマー認定推進

(1) エコファーマー制度の啓発

エコファーマー認定を推進するため、各生産部会の総会・出荷協議会・定例会等で制度の説明を行った。説明に当たっては、資料とともにパソコンのプレゼン機能を利用し、農業を取り巻く情勢などを含めた内容を視覚的に紹介することで、エコファーマーに対する理解を深めた。

(2) 関係機関との連携

市・町、農協、生産者代表、普及センターからなる環境保全型農業推進協議会を管内全市町に設置し、エコファーマー制度の推進に向けた意識統一、役割分担の明確化を図った。

(3) エコファーマー認定支援

エコファーマー認定申請書作成に当たり、持続性の高い農業生産方式の計画立案を中心に生産者への支援を行った。また、申請書作成支援の際には、環境保全型農業技術の紹介や導入を働きかけ、実践展開を図った。



2. エコファーマーのフォローアップ

認定証交付時を中心に講習会を開催し、環境保全型農業実践への意識高揚を図った。また、管内のエコファーマーを対象に「島原半島環境保全型農業推進大会」を開催し、講演会、パネルディスカッションを通じて研修会を行った。

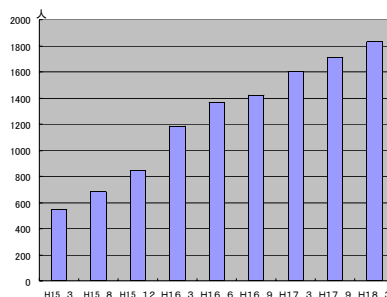


3. 水稻除草剤低減技術の検討
米ぬかを利用した除草剤低減に向けた実証圃を設置し、調査及び現地検討会を行った。



4. エコファーマー認定3年目のフォローアップを図るため、実施状況調査を行った。

- 【普及活動の成果】
1. エコファーマー認定者の増加
 - (1) 平成16年度末1,623名から、平成17年度末には1,830名の生産者がエコファーマーの認定を受ける見込みである。全ての市町でエコファーマーが誕生したことにより、島原半島全体で環境保全型農業への取組の気運が高まっている。
 - (2) エコファーマー認定者においては、環境に配慮した農業生産方式により安全・安心な農産物生産に努めなければならないという自覚や誇りが高まる等意識の向上が図られている。



2. エコファーマー認定者へのフォローアップ
環境保全型農業推進大会参加者は、「大変参考になった」「参考になった」が93%と環境保全型農業の実戦に向けた意識の向上が図られた。また、消費者からはパネラー等の生産した農産物を購入したいとの問い合わせが寄せられる等島原半島産農産物のPRにつながった。エコファーマー3年目の中間点検調査では、生産方式計画についてほぼ達成している。

3. 水稻除草剤低減技術
米ぬかを利用した除草剤低減技術については、移植後3日に米ぬかを 200kg/10a 施用することで、ノビエを無処理区の1割以下に抑えた。

- 【対象の声】
1. 普及センターが活動している目的や内容について理解されている。特に、環境保全型農業新技術について情報提供を期待している。
 2. 米ぬか除草については、手取除草を軽減出来る(省略)できる体系まで高めて欲しい。来年以降の試験についても協力したい。

- 【今後の課題】
1. エコファーマー新規認定の推進。
 2. エコファーマー認定3年目の実施状況調査。

【成果の活用及び普及活動上の留意点】

1. 先進的な取り組みを行っている農業者・集団の概要を取りまとめて紹介する。